

不祥事防止委員会について

能美中学校校務運営規程

第5章 委員会・会議

(設置)

第17条 校務運営を円滑にすすめるために、次の各種委員会を置く。

・不祥事防止委員会

2 校長は、必要に応じて前項の委員会及び会議を招集する。

(設置要項)

第18条 各委員会・会議の設置要項は、校長が別に定める。

不祥事防止委員会設置要項

(設置)

第1条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むために、校務運営規程 第5章第19条第1項に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は校長が指名する。(年度毎に委員を指名)

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を遂行する。

- (1) 年間行動計画の作成
- (2) 学校の課題に対応した研修の企画・実施
- (3) 生徒の状況を把握するためのアンケート調査の実施
- (4) 注意喚起及び意識啓発
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 教職員同士の円滑なコミュニケーションづくりのための活動
- (7) PTA等との意見交換

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

令和3年4月1日、一部を改正する。

令和4年4月1日、一部を改正する。

令和8年度不祥事防止に係る年間計画

月	活 動 内 容	備 考
4	不祥事根絶行動計画についての研修 不祥事防止に係る年間行動計画の作成 不祥事防止のチェックポイントの実施 P T Aへの不祥事防止等への周知 不祥事防止委員会	校長講話 不祥事防止の自己診断 P T A総会
5	不祥事防止研修（不祥事を起こさない環境づくり） 不祥事防止の校長・教頭面談 不祥事防止委員会	教頭 業績評価面談の中で実施
6	学校評議員・学校関係者との意見交流 不祥事防止委員会	学校運営協議会
7	不祥事防止アンケート調査の実施 不祥事防止委員会 不祥事防止研修（飲酒運転防止等） 不祥事防止のチェックポイントの実施 P T Aとの意見交換	生徒、保護者、教職員対象 3学年団運営 不祥事防止の自己診断 P T A運営委員会
8	不祥事防止研修（服務規律・情報漏洩・体罰等根絶） 不祥事防止のチェックポイントの実施 不祥事防止委員会	2学年団及び事務長運営 不祥事防止の自己診断
9	学校評議員・学校関係者との意見交流 不祥事防止委員会	学校運営協議会
10	不祥事防止委員会 不祥事防止の校長・教頭面談	業績評価面談の中で実施
11	不祥事防止委員会	
12	不祥事防止委員会 P T Aとの意見交換 不祥事防止アンケート調査の実施 不祥事防止研修（パワハラ・セクハラ） 不祥事防止のチェックポイントの実施	P T A運営委員会 生徒、保護者、教職員対象 1学年団運営 不祥事防止の自己診断
1	不祥事防止研修 不祥事防止のチェックポイントの実施 不祥事防止委員会	不祥事防止委員会主催 不祥事防止の自己診断
2	不祥事防止委員会 学校評議員・学校関係者との意見交流 不祥事防止の校長・教頭面談 P T Aとの意見交換	学校運営協議会 業績評価面談の中で実施 P T A役員総会
3	不祥事防止アンケート調査の実施 不祥事防止委員会	生徒、保護者、教職員対象